

第15回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

◇日時

平成16年 2月24日(火) 9:30~11:30

◇場所

奈良県文化会館 第1会議室

◇議事

個人情報保護制度の改善について(第2号諮問事案)

[議事概要]

<検討事項8 自己情報の訂正請求>

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- 訂正には、記録が不備である場合の追加や事実と合致していない場合の削除を含むことを条文上明らかにしておくことが適当ではないか。
- 訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類を提出又は提示を求めることは、引き続き必要ではないか。
- 訂正請求に係る手続については、行政機関法に準拠する方向で考えることが適当ではないか。

<検討事項9 自己情報の利用停止請求制度>

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- 個人情報の取扱いに関する規範の実効性を担保するためには、行政機関法と同様に、権利として利用停止請求の制度を導入する必要があるのではないか。
- 実施機関における個人情報の取扱い全体の適正を確保するため、現行の是正の申出、苦情の処理という方法も含め、引き続き検討することとする。

<検討事項10 他制度調整等>

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- 他法令による開示等との調整については、条例全体を見通して再度検討することとする。

<検討事項 1 1 職員、受託業務従事者に対する罰則規定の創設>
事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- 実施機関の職員については、地方公務員法で法令遵守義務や守秘義務が課せられており、それに違反した場合は懲戒処分や刑罰の対象となる。さらに条例において、処罰規定を設ける必要があるのか。
 - 行政機関法で罰則が設けられたことから、本県条例においても、法と同様の罰則規定をおくことが適当ではないか。
 - いずれにしろ罰則規定をおく場合は、犯罪構成要件を精査し、罰すべき行為を明確にすることが必要である。
-